

1. 輸入割当て申請等

輸入割当ての内容変更について

輸入注意事項12第18号 (12. 3. 31)

改正①輸入注意事項12第80号 (12. 12. 26) ②輸入注意事項15第8号 (15. 2. 3)

輸入割当てを受けた後、当該輸入割当て証明書に記載された事項を変更する必要がある場合は、当該輸入割当て証明書に記載された事項を変更する必要が生じた場合の取扱いは、下記によることとし、平成12年4月3日から施行します。

なお、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第37号（輸入割当て証明書の内容変更について）は、平成12年4月2日限りで廃止します。

記

1 輸入割当ての内容中「申請者名」欄、「割当て数量及び単位（割当て額）」欄及び「経済産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定」欄に記載、又は「輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルに記録された事項は、拘束力を持ち原則として、その変更は認められない。②

2 書面申請手続 ①

(1) 当該輸入割当て証明書に基づき輸入の承認を受ける前（割当て数量（金額により輸入割当てが行われている場合は、割当て額）のうち輸入の承認を受けていない部分について変更を希望するときは、当該部分について輸入の承認を受ける前）に、やむを得ない理由により上記1に掲げる各欄に記載された事項の変更を希望する場合は、申請者本人は、以下の要領により、変更申請手続を行い、変更証明書の交付を受けなければならない。

① 提出書類

- イ 当該輸入割当て証明書
- ロ 輸入割当て証明書内容変更承認申請書（任意書式によるもの） 2通
- ハ 内容変更の必要を証明するに足りる書類 1通
- ニ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めらるる。

② 提出先

当該輸入割当てを行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局

③ 変更証明書の交付

審査の結果、当該内容の変更を承認した場合には、提出された輸入割当て証明書の正本に訂正又は加除をし、変更年月日及び訂正印を押印して申請者本人に交付するものとする。

追

⑦

(2) 輸入割当て証明書の有効期間の延長は、原則として認めない。ただし、輸出国側の輸出禁止等の措置により当該貨物を期間内に輸入できないことが明白な場合等、経済産業大臣が特に必要があると認める場合には、有効期間の延長を承認することができる。このため、有効期間の延長を希望する場合は、申請者本人は、以下の要領により、変更申請手続を行い、変更証明書の交付を受けなければならない。

- ① 提出書類
 - イ 当該輸入割当て証明書
 - ロ 輸入割当て証明書有効期間延長申請書（任意書式によるもの） 2通
 - ハ 延長の必要を証明するに足りる書類 1通
 - ニ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることである。

② 提出先

当該輸入割当てを行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局

③ 変更証明書の交付

審査の結果、当該延長を承認した場合には、提出された輸入割当て証明書の正本に訂正又は加除をし、変更年月日及び訂正印を押印して申請者本人に交付するものとする。

★ (3) 輸入割当ての内容中、経済産業大臣が拘束事項として指定した事項以外のものについては、拘束力はなく、もし必要があれば、その変更は輸入割当てを受けた者が任意に行うことができる。

3 輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）に規定する電子情報処理組織を使用した申請の手続等（以下「電子申請」という。）①②

(1) 申請手続

電子申請に係る専用電子計算機に備えられたファイルに記録された輸入割当ての内容変更を行う場合には、電子情報処理組織を使用して専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な該当割当てに係る「輸入割当て内容訂正申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(2) 受付窓口

当該輸入割当てを行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 申請受付期間

毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(4) 添付書類

- ① 内容変更又は期間延長の必要を証明するに足りる書類

- ② 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことと誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
- ③ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合に限る。）
- ④ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送または提出すること。
- ⑤ 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。
jpeg, jpg, gif, pdf, txt, htm, html, xml
- ⑥ 電子申請における1申請の添付資料の受入れ可能容量は5MB程度とする。なお、これを越える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送または提出すること。
- ⑦ ④及び⑥の郵送または提出において、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑧ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
- (5) 規則別表第1または別表第2で定める輸入割当証明書の交付を受けた場合については、当該申請の対象外とする。
- (6) 内容変更又は有効期間延長の承認
審査の結果、当該申請を承認した場合には、その旨、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、又は申請者本人の求めに応じ、規則別表第2で定める輸入割当証明書を交付するものとする。
- (7) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配付される利用マニュアルを参照のこと。
- (8) 上記(1)から(7)までに定める場合のほか、誤入力等による軽微な訂正又は加除については、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課において適宜訂正又は加除をして差し支えない。この場合には、誤入力等による訂正又は加除であることを確認の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。